

学校感染症出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マール・ブルグ熱、急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 （SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、 特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9） など	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症日翌日から 5 日を経過し、かつ、解熱した翌日から 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日翌日から 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した翌日から 1 日を経過するまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 （溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、など）	条件（病状）によっては、出席停止の措置が考えられる疾患 必ず出席停止にしなければならない病気ではない

※学校保健安全法施行規則第 19 条により、上記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。